

逐条意見：(22) 実用発電用原子炉及びその付属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査内規

番号	テーマ/対象条項	意見及び理由
1	<p>実用炉規則第92条第1項第9号(発電用原子炉施設の運転)</p> <p>異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。</p>	<p>[筒井哲郎意見]すべての発電所に、その発電所が運転していると同じ形式の原子炉の Simulator を備えて、運転員がいつでも自己訓練できるようにしなければならない。</p> <p>(理由)</p> <p>福島事故で、1号機 IC の LOCA が起こったかどうかを運転員が蒸気排出口を見に行ったが、そもそもそういう現象を見たことがなかったので、モヤモヤと出ているのが LOCA を意味するのかどうか判断できなかった、という証言がある。その他、福島事故では運転員が出会ったことのない現象に遭遇して戸惑ったことが報じられている。明らかに訓練体制の著しい不備があった。</p> <p>米国では各発電所に、当該原子炉モデルの Simulator をすべての原子炉について備えていて、運転員がいつでも触れるようになっている。日本では、IC つきの BWR は福島第一と敦賀の2基だけだが、当該 Simulator はどこにも無い。NRC のメザーブ氏が真っ先にアドバイスしたのも「Simulator 訓練が必要だ」ということであった。</p>
2	<p>実用炉規則第92条第1項第20号(大規模損壊時)</p> <p>大規模損壊時の体制、社内規程、要員確保</p>	<p>[筒井哲郎意見] 大規模損壊時には、大量の被曝労働が必要とされることは福島第一で現に継続しており、明白である。そこでは、被曝(および過酷労働)を最小限に限定する体制・インフラの整備が必要であると同時に、被曝労働従事者の憲法第13条に規定されている人権を擁護する姿勢が必要である。その上で、米国ミネソタ州の Emergency Worker Handbook (REP)が規定するような被曝管理責任を監督者が負うような規定を備え、そのことについて、あらかじめ Informed Consent に基づく労使間の取り決めが必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>A.労働環境の整備について：</p> <p>福島事故の際に、緊急対策所の不備が様々な点で露呈した。</p> <p>1) 被曝作業に従事した人々に提供すべき食事が長期間にわたって極めて乏しかった。</p>

		<p>こういうことのないように、あらかじめ食事提供サービス・配達などの契約を結んでおかなければならない。</p> <p>2) 被爆作業に従事した人々が休憩する場所が狭すぎて、ゆっくり座って弁当と食べるというスペースもなかった。</p> <p>3) 空調の不備で、夏季に脱水症状で体調不良になる人々が少なからずおり、甚だしくは死亡した人が何人もいた。</p> <p>4) 現場で着用していたタイベックス姿で休憩しているために、対策所の中で無用な被曝を重ねていた。当然、着替えやシャワーができる居住性を備えるべきである。</p> <p>5) 事故直後の緊急対応作業は、被爆管理が難しい。そこで、対策所にはホールボディカウンターと医療スタッフを備えて、内部被曝を毎回チェックする体制を備えるべきである。また、医療スタッフは速やかにヨウ素剤を投与するなど、組織的な医療行動を行わなければならない。</p> <p>6) 線量計が不足して長期間線量計なしで働いた人が多くいた。予備の線量計をあらかじめ備えておくこと。</p> <p>7) テレビ電話で東電本店と連絡していたが、有能な現場責任者を増援したとは聞いていない。その結果、吉田所長が長期間不眠不休で働かれた。刻々進展する現場の処置を本店と交信するのではなく、現場に精鋭部隊を派遣して、現場ですべてを意思決定できる体制にしなければならない。そして、現場責任者といえども、2交代で働くくらいでなければ正しい判断力は維持できない。</p> <p>8) 事故進展をシミュレーションする専門家チーム及び計算システムを備えて、状況進展を予測し、責任者をサポートして正しい判断をくだせるような体制を備えなければならない。</p> <p>B.労働者の人権を守るために</p> <p>“当然労働契約があり、万一の時に危険労働に従事してもらわなければならないのなら、あらかじめそのことを正しく伝えて文書によって同意を示しておくことが必要である (Informed</p>
--	--	--

		<p>Consent)。</p> <p>上長者は、実際の事故対応においては、これに基づいて指示をすることになるが、個々の任務の重要性、緊急性を正しく理解し、乱用することによって従事者らを必要以上の危険に暴露させてはならず、強制してはならず、パワーハラスメントが問われない超法規的な特権が認められているわけではないことを認識して指揮を執らなければならない。</p> <p>福島事故の対応においては、政府が、格納容器のベントの実行を「命令」と伝えられているが、仮にそのような「命令」が順次現場の従業者にまで下達され、極めて危険な環境への突入を意味することになる場合でも、これを受けた当人には、憲法第13条によって保障された権利の下、これを拒否することができることを確認しておく必要がある。戦争ではなく事故対応なのであり、命を投げ出した突撃のような行為や英雄的行動を期待すべきでないことを、指示する側もされる側も認識しておく必要がある。(中略)</p> <p>体制の整備に関しては、このような厳しくも現実的な問題について、法的な位置づけも含め、きちんと確認しておく必要がある。そして、原子力規制委員会自身も、関係機関と意見を調整して、適切な対応指針を制定して事業者に示す必要がある(佐藤暁「『発電用軽水型原子炉施設に係わる新安全基準骨子案』に対する意見の提出」P.34)”</p>
3	<p>実用炉規則第92条第1項第20号(火災発生時)</p> <p>発電所従業員は通報と初期消火のみを行い、消防吏員が到着したあとは消防吏員に消火活動を任せるという規定になっている。</p>	<p>[筒井哲郎意見] これは現実的に有効ではなく、発電所がきちんとした自衛消防隊組織を構成し、消防吏員の応援を求めるとしても、指揮権はあくまで自衛消防隊が握って活動を行わなければ、誰も責任ある活動を担わない結果になる。</p> <p>(理由)</p> <p>欧米では自衛消防隊組織が充実している。</p> <p>事態の進展に伴って、公共の消防隊の応援を求めることはあるがあくまで指揮権は自衛消防隊にある。そうでなければ、構内の地理がわからないし、水をかけたら危険な設備の見分けもつかない。自衛消防隊は日頃徹底した訓練をして鍛えている。</p>

		<p>翻って上記の規定では、自衛消防隊は公共消防隊が来るまでの初期消火のみを行なうことになっている。大地震の際は公共消防隊が一般市民の救助作業もあるし、地震・津波の直後にはガレキが散乱して Timely に到着するかどうかもわからない。</p> <p>結果として誰も責任を負わないままに原子力発電所を成り行き任せにする、というのが現規定である。とうてい原子力発電所の実態を直視した体制とは言えない。</p>
4	<p>実用炉規則第9 2条第1項 第2 3号（技術情報の共有）</p>	<p>[筒井哲郎意見] 情報の公開原則に違反した事業者に対しては、原子力規制委員会（または規制庁）が当該原子力発電所の停止などの罰則を課す規定を設けるべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>2000年にGEの技術者が、保安院に対して東電の原発の検査における事故隠しの実態を通報したところ、告発の中身だけではなくて、手紙をまるごと封筒のコピーまでを東電に送っていた。日本の規制当局にはこのような前科がある。</p> <p>米国では議会に所属するお目付け役が行政機関の中に Office を構えていて、行政機関の不正に対して無制限の調査権限を持っている。そのようなシステムを作らないと規制庁が事業者の虜になるという実態は改まらないのではないかと。</p> <p>また、米国の場合は、Department of Energy (DOE)の傘下に事業者以上のシンクタンクがあり、彼らが独自の技術的な検証データを提供してくれる。そのサポートのもとに規制を行っている。日本の場合は、メーカーや電力会社のデータをもとに規制を行っている。規制者も学会も事業者のデータに依存していることが独立性を持たない不健全な関係の根源である。</p> <p>規制当局の職員が3年ごとに転勤を繰り返して専門家が育たないということも、システムの基本的な問題である。</p>
5	<p>実用炉規則第9 2条第1項 第2 4号（不適合発生時の情報の公開）</p>	<p>[筒井哲郎意見] この公開原則に違反があった場合には、事業者の場合は当該発電所の運転停止、規制当局内部者の場合は処分などの罰則規定を加えること。</p> <p>（理由）</p>

<p>不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	<p>従来、様々なスキャンダルが報じられているが、事業者においても規制当局者においても厳正な処分が行われた例を知らない。</p> <p>逆のケースとして、JNES の中で、不適合業務（検査記録の改ざん命令）に対して不適合再発防止策を要求した検査員・藤原節男氏が職場を追われた例が知られている。現状のスタート点がそういう位置にあることを認識して、制度上・法令上の規定を丁寧に進めなければならない。</p> <p>この規定が、自明のことを淡々と記載するかのごとく扱われているが、原子力利用の公開原則のために、はるかに重い扱いをすべきである。</p>
-----------------------------------	--

以上